

JIS

屋内照明器具の照明率表計算方法

JIS C 8030 : 2014

(IEIJ/JSA)

平成 26 年 11 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.11.20

官 報 公 示：平成 26.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人照明学会

(〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル TEL 03-5294-0101)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 照明率表及び固有照明率表作成の計算条件	3
4.1 一般的事項	3
4.2 計算条件	4
5 照明率表及び固有照明率表の計算手順	5
5.1 一般的事項	5
5.2 照明器具効率の計算	5
5.3 作業面の固有照明率の計算	6
5.4 作業面の照明率の計算	10
6 照明率表及び固有照明率表の表示様式	10
6.1 照明率表及び固有照明率表の表示	10
6.2 照明率表及び固有照明率表の様式	10
6.3 照明率表及び固有照明率表の様式例	11
附属書 A (参考) 照明率表及び固有照明率表の活用事例	12
附属書 B (参考) つり下げ照明器具の照明率の簡易計算方法	19
解 説	22

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人照明学会（IEIJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

屋内照明器具の照明率表計算方法

Method of utilization factor table calculation for indoor luminaires

1 適用範囲

この規格は、屋内の全般照明における作業面の平均照度を正確に予測するために、屋内照明器具の照明率表及び固有照明率表の計算方法、並びにその表示様式について規定する。

ここでいう屋内照明器具とは、天井じか付け器具及び天井埋込み器具のことである。

なお、参考として照明率表及び固有照明率表の活用事例を**附属書 A** に、つり下げ照明器具の照明率の簡易計算方法を**附属書 B** に、それぞれ記載する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8105-3 照明器具－第 3 部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5 照明器具－第 5 部：配光測定方法

JIS Z 8113 照明用語

JIS Z 9110 照明基準総則

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS C 8105-3**、**JIS C 8105-5**、**JIS Z 8113** 及び **JIS Z 9110** によるほか、次による。

3.1

作業面

作業を行う面として定義する照明施設の基準面。屋内照明の場合、特に指定のない場合、床上 0.8 m の壁面まで続く、床面に平行な仮想的水平面をいう。

3.2

照明率, U_4

照明施設の作業面に入る光束の、その施設に取り付けられた個々の光源の全光束の総和に対する比。

3.3

固有照明率, u_4

照明施設の作業面に入る光束の、その施設に取り付けられた個々の照明器具からの全光束の総和に対する比。

3.4

室指数, K